

平成 31 年 3 月 8 日
建設水道常任委員会資料
建設部用地課

「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画書—平成 30 年度～平成 33 年度—」
を「宇治市土地開発公社の経営健全化方針」として位置付けることについて

＜背景＞

宇治市土地開発公社の経営の健全化につきましては、平成 30 年 2 月に「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画書—平成 30 年度～平成 33 年度—」を策定し、経営の健全化に取り組んでいるところです。

一方、平成 30 年 2 月 20 日付の総務省通知、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」によりますと、第三セクター等について、債務超過法人等、通知に示された条件に該当する場合は、関係する地方公共団体は、平成 31 年 3 月 31 日までに経営健全化方針を策定することを求められております。本市におきましては、宇治市土地開発公社が債務超過法人に該当しますことから、経営健全化方針を本年度内に策定することが必要となりました。

この間、経営健全化方針の策定につきまして、京都府、総務省と協議を行い、「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画書—平成 30 年度～平成 33 年度—」を、宇治市土地開発公社の経営健全化方針と位置付けることができることとなりました。

つきましては、経営健全化方針の策定にあたっての留意事項として、「議会への説明と住民への情報公開」が求められていることから、本委員会への報告を行うものです。

＜方針策定＞

- ・策定の年月日 平成 31 年 2 月 12 日
- ・議会への報告 平成 31 年 3 月 8 日
- ・住民への周知 ホームページへの掲載（年度内）

参考資料

- ① 「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付総務省通知）
- ② 宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画書

総財公第26号
平成30年2月20日

各都道府県担当部長
(都道府県第三セクター等担当課扱い)
(市区町村第三セクター等担当課扱い)
各指定都市担当局長
(第三セクター等担当課扱い)

殿

総務省自治財政局公営企業課長

第三セクター等の経営健全化方針の策定について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社（注））は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）（以下「大臣通知等」という。）により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しているところです。

これを受け、総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的なリスクの状況に係る調査を実施してきたところであり、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が相当数見受けられます。

こうした状況を踏まえ、これらの第三セクター等と関係を有する地方公共団体にあっては、引き続き、大臣通知等に基づき、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要です。

さらに、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）においても、第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することとされているところです。

つきましては、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体におかれては、下記に御留意の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化の方針（以下「経営健全化方針」という。）を速やかに策定し、公表していただきますようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

（注）本通知において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとします。

記

1. 策定する経営健全化方針の内容

各地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知）における「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（以下「指針」という。）に留意しながら、法人ごとに以下の事項を盛り込んだ経営健全化方針を策定することが求められる。

また、経営健全化方針の様式例を別添のとおり作成しているので、方針の策定に当たって参考とされたい。

（1）法人の概要

（2）経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与
法人の経営状況、財政的なリスク（下記 2 の（1）から（4）までのいずれかのことをいう。以下同じ。）の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

（3）抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針の別紙 2 に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討の

「フローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

2. 策定する必要がある地方公共団体

指針の第3において、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められている。

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。なお、平成31年3月31日までに当該法人の整理（売却・清算）を予定している場合は対象外とする。

(1) 債務超過法人

(2) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

(3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村は11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。

(4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

3. 経営健全化方針の策定に当たっての留意事項

経営健全化方針の策定に当たっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 経営健全化方針の策定主体は地方公共団体であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定すること。
- (2) 地方公共団体は、当該法人の経営・資産債務の状況を把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等についての評価を行う必要があるが、評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。
- (3) 一つの法人について複数の地方公共団体が出資している場合には、各地方公共団体において法人への関わり方が異なることも想定されるが、経営健全化方針の策定に当たっては、地方公共団体間で調整し、整合性を確保すること。
- (4) 議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について理解を得ることが必要であること。

4. 策定した方針の進捗管理

策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要がある。この評価にあたっても、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。

5. 経営健全化方針の策定・公表期限

平成31年3月31日までに策定し公表されたいこと。

6. 国における策定状況等の取りまとめ

総務省においては、経営健全化方針の策定の推進に資するよう、策定状況を調査し、その結果を取りまとめ、個別団体ごとに公表する予定である。

第三セクター等経営健全化方針(参考様式)

別添

この方針は、相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化の方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日
作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名
代表者名
所在地
設立年月日
資本金 千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 千円 (%) 】
業務内容

3 経営状況、財政的リスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針: 第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載
(例)
法人の経営状況や財政的リスクの現状□
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況□

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針: 第3. 2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討□
(事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
地方公共団体による財政的リスクへの対処のための具体的な対応□
財政的リスクを解消させるまでのスケジュール
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

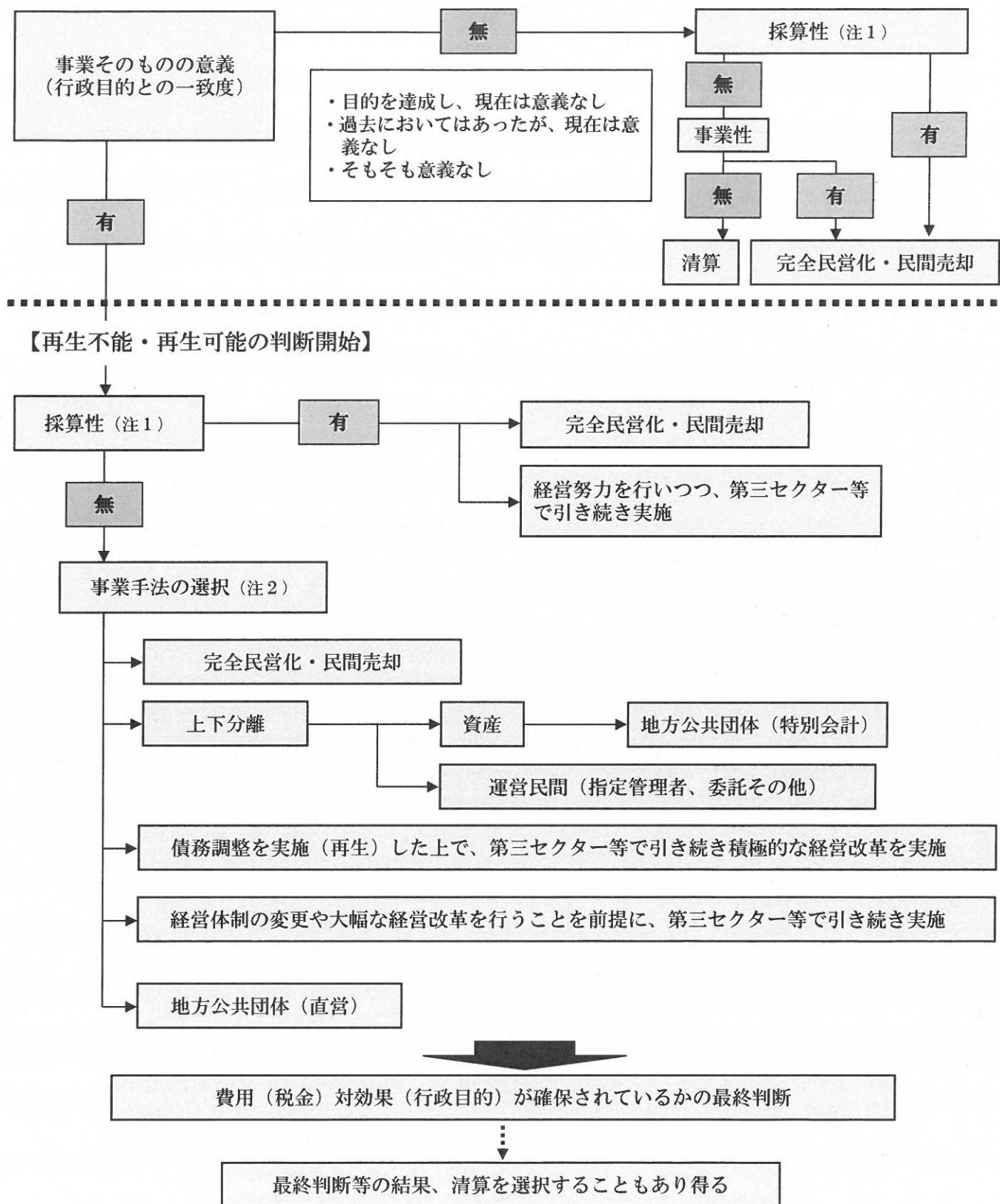
6 法人の財務状況

貸 借 対 照 表 か ら	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	資産総額			
	(うち現預金)	()	()	()
	(うち売上債権)	()	()	()
	(うち棚卸資産)	()	()	()
	負債総額			
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	()
	純資産額			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損 益 計 算 書 か ら	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

宇治市土地開発公社の
経営の健全化に関する計画書
－平成 30 年度～平成 33 年度－

平成 30 年 2 月

宇 治 市

目 次

第 1 経営健全化の基本方針 ······	1
第 2 経営健全化の期間 ······	2
第 3 経営健全化の目標 ······	2
第 4 経営健全化のための体制 ······	2
第 5 計画期間内の用地処分計画 ······	4
第 6 宇治市土地開発公社保有土地の詳細処分計画	
(1) 計画期間内詳細処分計画 ······	5
(2) 保有土地別処分方針 ······	6
第 7 宇治市における用地取得手続等の徹底 ······	7
第 8 宇治市による支援措置 ······	7
第 9 その他 経営健全化のための取組み等 ······	8

資料 (1) 宇治市土地開発公社保有土地の状況 (簿価 : 時価評価額)

資料 (2) 宇治市土地開発公社保有土地詳細

宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画

第1 経営健全化の基本方針

宇治市土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化については、総務省の「土地開発公社経営健全化対策」（平成16年12月27日付総務省事務次官通知）などを受け、本市では平成17年5月に学識経験者、有識者等による「宇治市土地開発公社業務運営等検討委員会」を設置し、平成18年4月に同検討委員会より、経営健全化に向けての提言を受け、公共施設の計画的な整備・改修を図るための事業用地の確保にあたり、公社による先行取得ならびに代替用地取得が円滑な事業の推進を図る上で非常に大きいことなどから、公社保有土地の適正な処分・活用を図るとともに、公社体制の人的経費等を改善することを前提に、引き続いて公社を存続することとした。

前記の提言には、3年後をめどに委員会方針の実践・効果を検証する機会を設けることが求められていたため、第5次総合計画の中期計画期間と整合を計り検討委員会を開催し、第1期（平成22年度～25年度）、および第2期（平成26年度～29年度）の「宇治市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、供用済土地や長期保有土地等の計画期間内の削減目標を掲げ、計画的な処分に取り組んだ結果、第1期と第2期を合わせた削減実績は簿価約17億5千万円、面積約10,740m²となった。

平成29年度末の公社の経営状況については、平成21年度の公社の決算から新経理基準要綱を適用し、保有土地の評価額の見直しを行ったことによる土地評価損の影響が大きいが、市が無利子貸付等の支援措置を講じており、直ちに現在の公社の運営に支障をきたすものではないと捉えている。

本市としては、引き続き設立・出資団体の責任として、公社が保有している土地の事業目的の再検討及び計画的な再取得・処分等を行うために、第3期となる経営健全化計画を策定し、公社の健全な経営に努めるものとする。

第2 経営健全化の期間

平成30年度～平成33年度（4年間）

本計画における経営健全化の期間については、第5次総合計画第3期中期計画期間の平成30年度から平成33年度までの4年間とする。

第3 経営健全化の目標

本計画期間中に達成すべき目標

公社保有土地の簿価総額の縮減

第6に掲げる公社保有土地の簿価総額を平成33年度末までに次のとおり縮減する。

平成29年度末簿価額 ⇒ 平成33年度末簿価額

542,973,271円 ⇒ 466,459,599円

（縮減額 76,513,672円、縮減率 約14%）

※本計画期間内で、本市による再取得が予定されていない公有用地については、今後も事業化に向けた取組を進め、できる限り早期の再取得に努めるものとする。

第4 経営健全化のための体制

1. 公社運営体制

公社の職員体制については、公社事務局長は本市職員の兼務とし、専従として公社再雇用職員1名、嘱託職員1名で運営にあたってきた。本計画期間内においても、本市と公社の関係においてなお一層の連携を図り、職員体制を検討し、さらなる効率的な運営を図るものとする。

2. 計画推進のための体制

本計画の推進体制については、次の事項等について、関係部局と公社との調整のうえ、定期的に協議を行い、計画の推進を図っていくものとする。

- ① 本計画の進捗についての検証
- ② 平成34年度以降の保有土地の縮減等に向けての健全化計画の検討・策定

第5 計画期間内の用地処分計画

(単位 : 円)

区分	平成29年度	計画期間 (平成30年度～ 平成33年度)	平成34年度以降
公有地先行取得事業に係る計画（公有用地）			
年度当初・計画期間当初の保有額	—	215,611,170	212,431,552
処分計画額	—	3,179,618	—
設立・出資団体による取得	—	3,179,618	—
うち土地開発基金による取得	—	0	—
うち地方債による 供用済土地の取得額	—	0	—
うち地方債による有効利用を 目的とした土地の取得額	—	0	—
うち公共用地先行取得債の 弾力運用額	—	0	—
国、その他の地方公共団体等 による取得額	—	0	—
民間売却	—	0	—
年度末・計画期間末の保有額	215,611,170	212,431,552	—
特定土地に係る計画			
年度当初・計画期間当初の保有額	—	48,699,054	0
販売計画額	—	48,699,054	—
年度末・計画期間末の保有額	48,699,054	0	—
土地造成事業に係る計画（土地造成事業用地）			
年度当初・計画期間当初の保有額	—	278,663,047	254,028,047
販売計画額	—	24,635,000	—
年度末・計画期間末の保有額	278,663,047	254,028,047	—
年度末・計画期間末 保有土地 簿価合計額	542,973,271	466,459,599	466,459,599

第6 宇治市土地開発公社保有土地の詳細処分計画

(1) 計画期間内詳細処分計画

		(単位:円)								
公 有 用 地	保 有 土 地	地積(m ²)	再取得等処分 平成30年度～平成33年度		平成34年度以降の保有状況					
			平成29年度末簿価 (見込)(円)	地積(m ²)	簿価(円)	地積(m ²)	簿価(円)			
公 有 用 地	① 地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その1)	公有用地	237.33	119,316,983	0.00	0	237.33	119,316,983		
	② 地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その2)	公有用地	65.15	30,913,222	0.00	0	65.15	30,913,222		
	③ 宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり関連用地(その3)	公有用地	21.50	3,179,618	21.50	3,179,618	0.00	0		
	④ 宇治伊勢田線道路築造用地購入事業	公有用地	489.83	62,201,347	0.00	0	489.83	62,201,347		
	公有用地[①～④]の計画期間における処分の小計				0.00	0	—	—		
	公有用地[①～④]の年度末の簿価・地積の小計		813.81	215,611,170	792.31	212,431,552	792.31	212,431,552		
特定土地	⑤ 遊田線用地	特定土地	327.76	48,699,054	327.76	48,699,054	0.00	0		
	特定土地[④]の計画期間における処分の小計				327.76	48,699,054	—	—		
	特定土地[④]の年度末の簿価・地積の小計		327.76	48,699,054	0.00	0	0.00	0		
土地造成 事業用地	⑥ 六地蔵地区公共用地		104.42	1,071,376	0.00	0	104.42	1,071,376		
	⑦ 宇治地区土地		13.01	0	13.01	0	0.00	0		
	⑧ 羽戸山土地		1,520.75	74,212,000	0.00	0	1,520.75	74,212,000		
	⑨ 広野地区土地		207.02	24,635,000	207.02	24,635,000	0.00	0		
	⑩ 谷道線土地		235.03	27,028,000	0.00	0	235.03	27,028,000		
	⑪ 大久保宇治川線土地	都市計画道路用地 (新路線名宇治伊勢田線)	842.00	40,584,000	0.00	0	842.00	40,584,000		
	⑫ 蛇塚小倉線土地		280.18	35,546,000	0.00	0	280.18	35,546,000		
	⑬ 宇治蔭山土地		261.00	49,080,544	0.00	0	261.00	49,080,544		
	⑭ 折坂三番割線道路改良・関連用地	都市計画道路用地	110.78	26,506,127	0.00	0	110.78	26,506,127		
	土地造成事業用地[⑥～⑭]の計画期間における処分の小計				220.03	24,635,000	—	—		
	上記の内、都市計画道路用地[⑪、⑭]の計画期間における処分の小計				0.00	0	—	—		
	土地造成事業用地[⑥～⑭]の年度末の簿価・地積の小計		3,574.19	278,663,047	3,354.16	254,028,047	3,354.16	254,028,047		
	上記の内、都市計画道路用地[⑪、⑭]の年度末の簿価・地積の小計		952.78	67,090,127	952.78	67,090,127	952.78	67,090,127		
期間の処分合計				569.29	76,513,672	—	—			
期間の全保有地の年度末の簿価・地積の合計			4,715.76	542,973,271	4,146.47	466,459,599	4,146.47	466,459,599		
上記の内、都市計画道路用地[⑪、⑭]を除く土地の年度末の簿価・地積			3,762.98	475,883,144	3,193.69	399,369,472	3,193.69	399,369,472		

(2) 保有土地別処分方針

番号		地積(m ²)	平成29年度未簿価(見込)(円)	処分方針	処分予定年度
①	地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その1)	237.33	119,316,983	地区計画施設(六地蔵地区)整備用地として宇治市が再取得(一部民間への有料貸付による活用)	未定
②	地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その2)	65.15	30,913,222	地区計画施設(六地蔵地区)整備用地として宇治市が再取得	未定
③	宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり関連用地(その3)	21.50	3,179,618	宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり関連用地として宇治市が再取得	本計画期間中
④	宇治伊勢田線道路築造用地購入事業	489.83	62,201,347	宇治伊勢田線道路築造用地として宇治市が再取得	未定
⑤	遊田線用地	327.76	48,699,054	民間への売却 (民間への有料貸付による活用)	本計画期間中
⑥	六地蔵地区公共用地	104.42	1,071,376	本計画期間内に処分計画を検討 (民間への有料貸付による活用)	—
⑦	宇治地区土地	13.01	0	民間への売却	本計画期間中
⑧	羽戸山土地	1,520.75	74,212,000	本計画期間内に処分計画を検討	—
⑨	広野地区土地	207.02	24,635,000	民間への売却	本計画期間中
⑩	谷道線土地	235.03	27,028,000	本計画期間内に処分計画を検討	—
⑪	大久保宇治川線土地	842.00	40,584,000	一部宇治伊勢田線道路築造用地として宇治市が再取得	未定
⑫	蛇塚小倉線土地	280.18	35,546,000	本計画期間内に処分計画を検討	—
⑬	宇治蔭山土地	261.00	49,080,544	本計画期間内に処分計画を検討 (民間への有料貸付による活用)	—
⑭	折坂三番割線道路改良・閑連用地	110.78	26,506,127	府道京都宇治線拡幅の事業進捗をみて処分を検討 (一部民間への有料貸付による活用)	未定
	合 計	4,715.76	542,973,271	—	—

第7 宇治市における用地取得手続等の徹底

1. 宇治市の依頼により取得する土地

本市が、公共事業等用地として公社に取得依頼をする場合の事務手続きについては、本市と公社とで取り交わしている基本契約に基づく事務処理要領の定めに従い行う。

2. 公社が独自にて取得する土地

今後、公社がその独自事業として土地（土地造成事業用地）を取得する場合、事前に取得目的、取得額、取得及び処分時期等、内容について本市との協議を行うものとする。

第8 宇治市による支援措置

1. 無利子貸付金による支援

公社の借入金について、金融機関からの借入は金利による簿価総額の増大を招くため、本市としては、無利子貸付を行っており、保有土地の簿価の抑制に努めている。今後も用地の先行取得に際して公社が積極的にこれを活用できるよう、本市でも財源の確保に努めるものとする。

2. 補助金の交付

時価評価が簿価（平成21年度決算時に評価替えを行った保有地については評価替え前の簿価）を大きく下回る保有土地については、公社が本市への再取得以外の処分を行う場合、公社に過度な負担が生じることになるため、本計画の対象としている保有土地の処分にあたっては、公社の運営に支障が出ないよう、本市から補助金を交付するものとする。ただし、本市からの補助金においては、現在の本市の厳しい財政状況を勘案し、年度毎に予算計上を検討するものとし、公社保有土地の計画期間内における処分時期についても、本市と公社の協議の上、決定するものとする。

第9 その他 経営健全化のための取組み等

1. 公社においては、これまでも処分の時期が明確でない土地については、短期的な有料貸付による民間利用を図り、公社運営経費のための財源確保に努めてきた。

今後も、処分時期までに民間利用等の活用が図れるものは、本市と調整のうえ、積極的な活用を求めていくものとする。

2. 公社保有土地については、上記の活用のほか、処分計画時期まで、周辺地域の環境に影響を及ぼすことのないように、適切な維持管理に努めるよう求めていくものとする。

宝治市土地開発公社保有土地の状況（簿価・時価評価額）

(平成29年度末現在(見込))

資料(1)

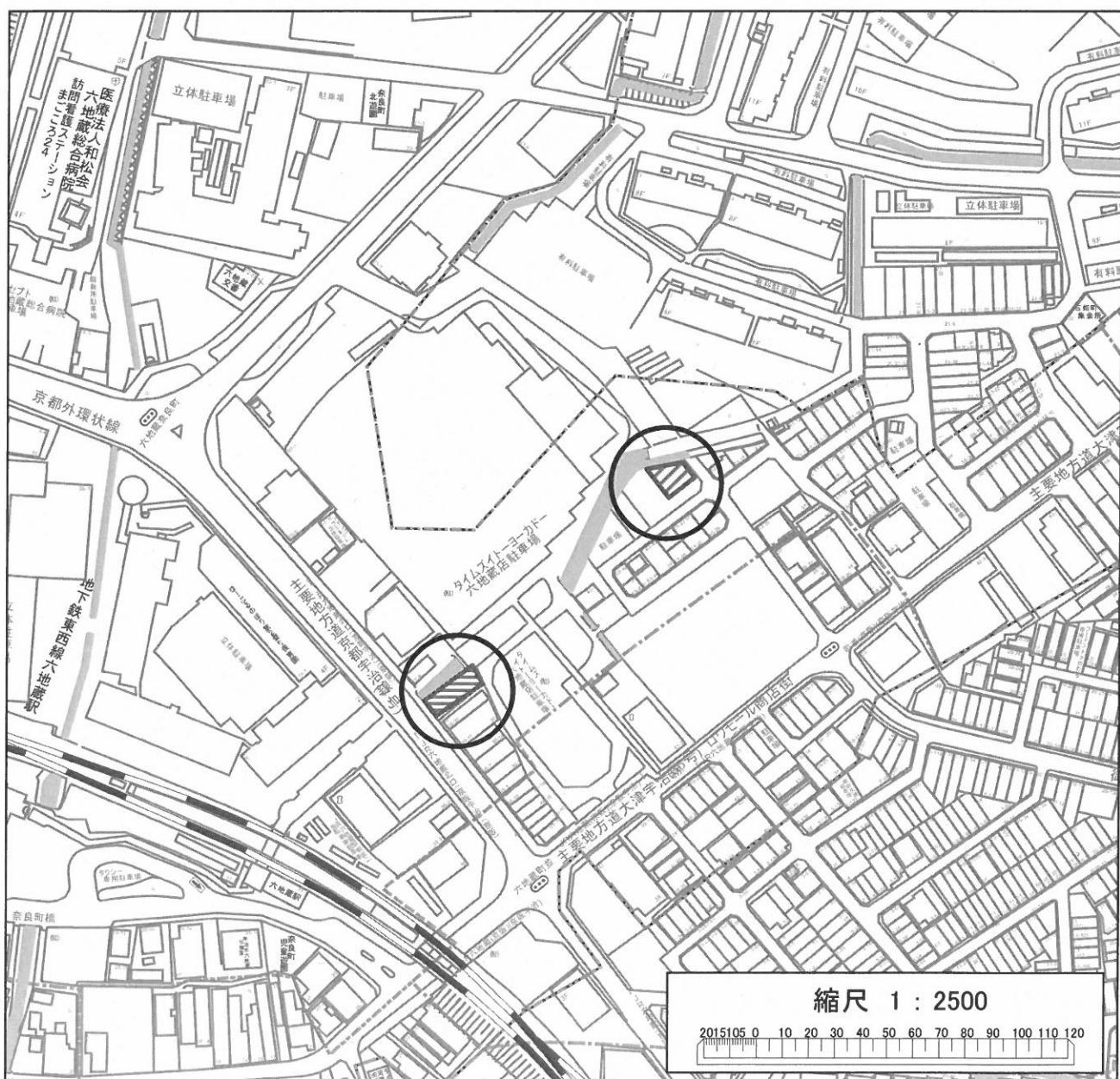
(単位 : 円)						
番号	事業所名在	面積 (m ²)	(ア) 簿価 (円)	(イ) 時価評価額 (円)	時価評価額-簿価 (イ)-(ア)	(イ) / (ア) %
①	地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その1) 六地蔵奈良町63-62他	237.33	119,316,983	48,448,800	▲ 70,868,183	40.6 %
公	地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その2) 六地蔵奈良町63-24	65.15	30,913,222	13,420,900	▲ 17,492,322	43.4 %
有	③ 宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり関連用地(その3) 宇治乙方33-9	21.50	3,179,618	3,117,500	▲ 62,118	98.0 %
用	④ 宇治伊勢田線道路築造用地購入事業 宇治市宇治御廟82-9他	489.83	62,201,347	61,718,580	▲ 482,767	99.2 %
地	公有用地(①～④) 小計	813.81	215,611.170	126,705,780	▲ 88,905,390	58.8 %
特	⑤ 遊田線用地 伊勢田町毛語153他	327.76	48,699,054	42,608,800	▲ 6,090,254	87.5 %
定	特定土地⑤ 小計	327.76	48,699,054	42,608,800	▲ 6,090,254	87.5 %
土	⑥ 六地蔵地区公共用地 六地蔵奈良町2-9	1,071,376	11,695,040	10,623,664	1,091.6 %	平成15年度
土	⑦ 宇治地区土地 宇治吉番132-13他	13.01	0	434,534	434,534	— %
地	⑧ 羽戸山土地 羽戸山一丁目43-4他	1,520.75	74,212,000	69,346,200	▲ 4,865,800	昭和47年度
地	⑨ 広野地区土地 寺山台二丁目8-4	207.02	24,635,000	23,600,280	▲ 1,034,720	昭和49年度
造	⑩ 谷道線土地 五ヶ庄野添42-1	235.03	27,028,000	25,383,240	▲ 1,644,760	昭和62年度
成	⑪ 大久保宇治川線土地 宇治天神16	842.00	40,584,000	37,300,600	▲ 3,283,400	昭和63年度
事	⑫ 蛇塚小倉線土地 宇治御廟10-4他	280.18	35,546,000	34,525,600	▲ 1,020,400	平成2年年度
業	⑬ 宇治蔭山土地 宇治蔭山18-2	261.00	49,080,544	32,103,000	▲ 16,977,544	平成4年年度
用	⑭ 折板三番割線道路改良・開連用地 五ヶ庄折板15-10	110.78	26,506,127	13,847,500	▲ 12,658,627	平成6年年度
地	土地造成事業用地(⑮～⑯) 小計 上記の内、都市計画道路用地	3,574.19	278,663,047	248,235,994	▲ 30,427,053	89.1 %
	保有土地合計	952.78	67,090,127	51,148,100	▲ 15,942,027	76.2 %
	上記の内、都市計画道路用地を除く用地 小計	4,115.76	542,973,271	417,550,574	▲ 125,422,697	76.9 %
		3,762.98	475,883,144.00	336,402,474	▲ 109,480,670	77.0 %

宇治市土地開発公社所有土地詳細
(平成29年度末時点見込)

用地名		ページ
①	地区計画施設（六地蔵地区）整備用地（その1）	1・2
②	地区計画施設（六地蔵地区）整備用地（その2）	3・4
③	宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり関連用地（その3）	5・6
④	宇治伊勢田線道路築造用地購入事業	7・8
⑤	遊田線土地	9・10
⑥	六地蔵地区公共用地	11・12
⑦	宇治地区土地	13・14
⑧	羽戸山土地	15・16
⑨	広野地区土地	17・18
⑩	谷道線土地	19・20
⑪	大久保宇治川線土地	21・22
⑫	蛇塚小倉線土地	23・24
⑬	宇治蔭山土地	25・26
⑭	折坂三番割線道路改良・関連用地	27・28

①地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その1)

取得年月日	所在地	地番	地目	面積(m ²)	平成29年度末簿価(見込)(円)
平成11年4月5日	宇治市六地蔵奈良町	63-62	宅地	54.24	—
平成14年11月11日	宇治市六地蔵奈良町	39-18	宅地	88.90	—
	宇治市六地蔵奈良町	67-11	宅地	20.30	—
平成18年10月17日	宇治市六地蔵奈良町	63-12	宅地	73.89	—
合計				237.33	119,316,983

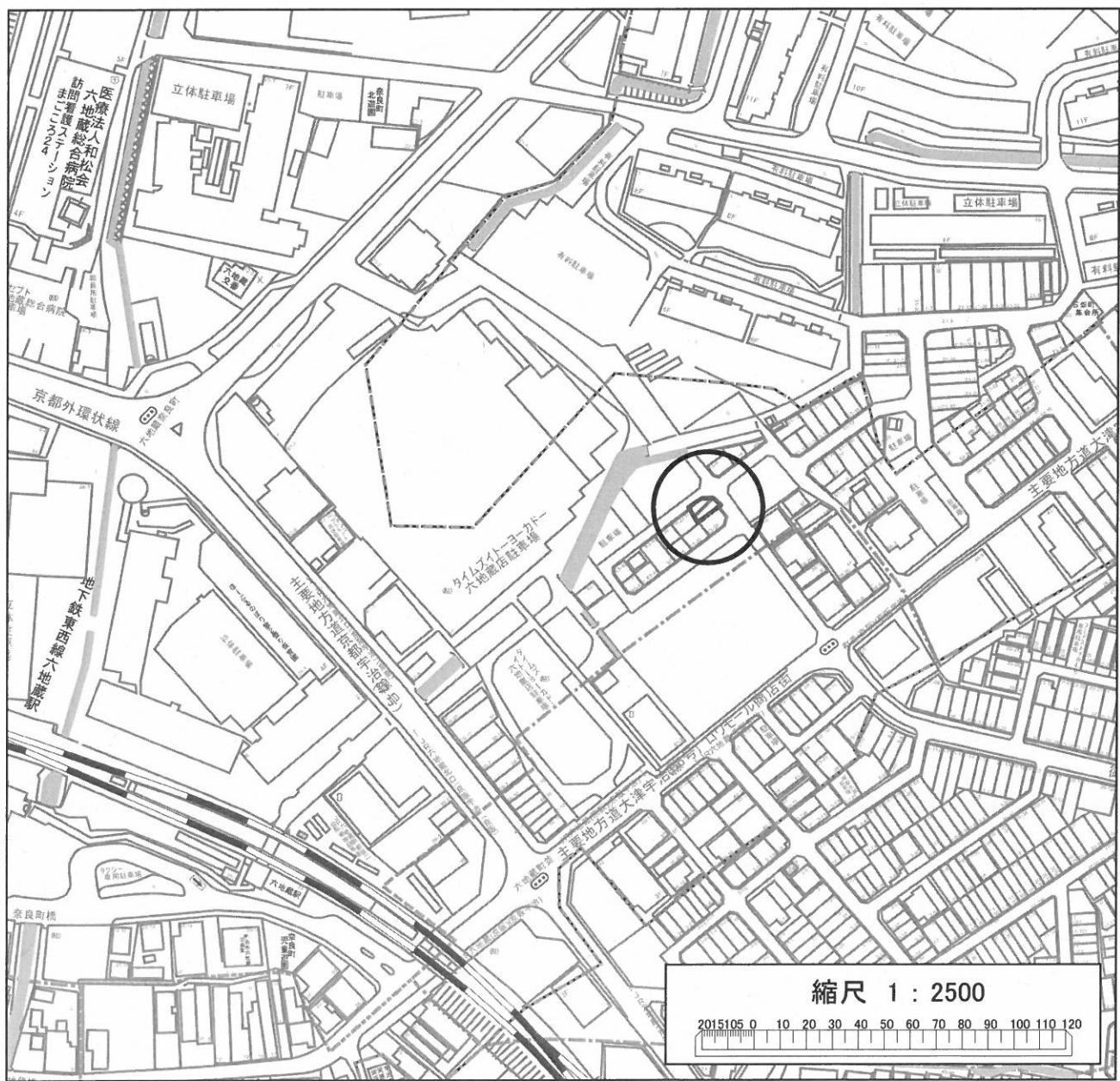


地区計画施設(六地蔵地区)整備用地



②地区計画施設(六地蔵地区)整備用地(その2)

取得年月日	所在地	地番	地目	面積(m ²)	平成29年度末簿価(見込)(円)
平成26年7月30日	宇治市六地蔵奈良町	63-24	宅地	65.15	30,913,222



地区計画施設(六地蔵地区)整備用地

